

【建設工事】

申請書提出後に記載事項等に変更が生じた場合の添付書類一覧

※申請書提出後において、申請書記載事項に変更が生じた場合は、下記書類を添付のうえ速やかに変更届を提出してください。

添付書類 変更事項		変更届	(様式1・2分)	希望業種区分	(様式2)	営業所一覧表	(様式3)	工事経歴書	許可申請書又は証明書の写し	登記事項証明書の写し	身元証明書の写し	通知書の写し	経営事項審査結果	使用印鑑届	印鑑証明書の写し	納税証明書の写し	法人市町村民税	委任状	約書(様式12)	暴力団排除に関する誓	除誓約書別紙)	役員等名簿(暴力団排	備考	
																								◎
本 社 の 変 更	所在地・郵便番号・電話番号								○								注3	注1					所在地以外の変更については登記事項証明書不要	
	商号等								○					○	○			注1						
	許可番号・許可年月日								○															
	資本金								○															
	代表者								△	△								注1	○	○			法人は登記事項証明書の写し、個人は身元証明書の写し	
	役員																					○		
	使用印鑑又は登録印鑑														○	○			注1					
	希望業種の追加	◎	○				○	○					○											
	希望業種の削除																							
廃業・休業等																								
委 任 先 の 変 更	所在地・郵便番号・電話番号																注3	○					納税証明書の写しを添付できない場合は、法人設置届の写し	
	支店長等																	○				○		
	使用印鑑													○										
	希望業種の追加		○	○	○	○	○					○											委任先の建設業許可が分かるもの	
	希望業種の削除																							

【注1】委任状については、受任者を置いている場合にのみ添付が必要

【注2】営業所一覧表については、受任先(登録先)が他の営業所が変わる場合にのみ添付が必要

【注3】納税証明書については、本社又は受任先(登録先)が他の営業所が変わる場合にのみ添付が必要

【物品の製造・役務の提供等】 申請書提出後に記載事項等に変更が生じた場合の添付書類一覧

※申請書提出後において、申請書記載事項に変更が生じた場合は、下記書類を添付のうえ速やかに変更届を提出してください。

添付書類 変更事項		変更届	希望業種 (様式8・2分)	希望業種 (様式9)	営業所一 覧表 (様式10)	営業種 目実績 書	許可申 請書又 は 証明 書の 写し	登記事 項証明 書の 写し	身元証 明書の 写し	使用印 鑑届	印鑑証 明書の 写し	納税証 明書の 写し	法人市 町村民 税	委任状	暴力団 排除に 関する 誓 約書 (様式 12)	除警約 書別紙 (暴力 団排 除)	役員等 名簿 (暴力 団排 除)	備考		
																			◎	○
本 社 の 変 更	所在地・郵便番号・電話番号							○						注3	注1				所在地以外の変更については登記事項証明書不要	
	商号等							○		○	○				注1					
	許可番号・許可年月日						○													
	資本金							○												
	代表者							△	△						注1	○	○		法人は登記事項証明書の写し、個人は身元証明書の写し	
	役員																○			
	使用印鑑又は登録印鑑									○	○				注1					
	希望業種の追加	◎	○		○	○														
	希望業種の削除																			
廃業・休業等																				
委 任 先 の 変 更	所在地・郵便番号・電話番号			注2										注3	○				納税証明書の写しを添付できない場合は、法人設置届の写し	
	支店長等														○		○			
	使用印鑑									○										
	希望業種の追加		○	○	○	○														
	希望業種の削除																			

【注1】委任状については、受任者を置いている場合にのみ添付が必要

【注2】営業所一覧表については、受任先(登録先)が他の営業所が変わる場合にのみ添付が必要

【注3】納税証明書については、本社又は受任先(登録先)が他の営業所が変わる場合にのみ添付が必要